

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
59	健康増進事業の実施に関する事務 基礎項目評価書(システム標準化以降)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

神奈川県川崎市長

公表日

令和7年1月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	健康増進事業は、健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づき、住民の健康の増進を図るため、生活習慣相談等の実施を行うものである。 そのうち、健康増進法第19条の2に基づき実施する健康増進事業として、次の事業に係る検診等の実施、検診情報の記録管理、統計業務等を行う。 健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業（健康診査等） (1) 歯周疾患検診 (2) 骨粗鬆症検診 (3) 肝炎ウイルス検診（※） (4) 健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 (5) 健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導 (6) がん検診 ※本市では、同法に基づく肝炎ウイルス検診は未実施。 また、番号法第9条第1項 別表111の項（健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの）の規定により、個人番号を用いることになる。
③システムの名称	健康管理システム、システム連携基盤、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
成人検診情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表111の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局保健医療政策部健康増進担当
②所属長の役職名	健康福祉局保健医療政策部健康増進担当課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・健康福祉局保健医療政策部健康増進担当 - 住 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 - 電話番号：044-200-2431 ・総務企画局コンプライアンス・行政情報管理部行政情報課（情報公開担当） - 住 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 - 電話番号：044-200-2108

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉局保健医療政策部健康増進担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2431
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない（入手） []接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ #NAME? ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月25日	Ⅱしきい値判断項目(1.対象人数 いつ時点の計数か)	令和3年3月31日	令和4年6月1日	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	Ⅱしきい値判断項目(2.取扱者数 いつ時点の計数か)	令和3年6月1日	令和4年6月1日	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	健康福祉局保健所健康増進課	健康福祉局保健医療政策部健康増進担当	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	健康福祉局保健所健康増進課長	健康福祉局保健医療政策部健康増進担当課長	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉局保健所健康増進課	健康福祉局保健医療政策部健康増進担当	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉局保健所健康増進課	健康福祉局保健医療政策部健康増進担当	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当)	総務企画局コンプライアンス・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	Ⅱしきい値判断項目(1.対象人数 いつ時点の計数か)	令和4年6月1日	令和5年10月1日	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	Ⅱしきい値判断項目(2.取扱者数 いつ時点の計数か)	令和4年6月1日	令和5年10月1日	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	(省略) また、番号法第9条第1項 別表第1の76の項(健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの)の規定により、個人番号を用いることになる。	また、番号法第9条第1項 別表111の項(健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの)の規定により、個人番号を用いることになる。	事前	
令和7年1月20日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	成人保健情報管理システム、システム連携基盤、中間サーバー	健康管理システム、システム連携基盤、中間サーバー	事前	
令和7年1月20日	I 関連情報3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第1の76の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表111の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の102の2項 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2の102の2項	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年10月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	Ⅱしきい値判断項目1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年10月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	Ⅱしきい値判断項目3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	Ⅲしきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	Ⅳリスク対策1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	Ⅳリスク対策8. 人手を介在させる作業	[]	[十分である]	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	Ⅳリスク対策8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	右記を記載	医療機関から提出された検診票を基に作成したデータは、二重チェックを行ったうえで健康管理システムに登録をしている。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	Ⅳリスク対策9. 監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査	[○]自己点検 []内部監査 [○]外部監査	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月20日	Ⅳリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない